

2010年 春季闘争

全電線に結集する各単組、組合員の皆さん
おはようございます。
本日は

全電線統一要求提出日 です。

闘争日程

3月 2日 (火)	第1回統一交渉日
9日 (火)	第2回統一交渉日
16日 (火)~24日 (水)	山場ゾーン

回答指定日

3月17日 (水)	Aブロック単組
18日 (木)	B・Cブロック中戦単組
19日 (金)	B・Cブロック単組



「雇用の安定と生活維持・向上」のための『総合的な労働条件改善闘争』との位置づけのもと取り組みます。

雇用を守る取り組み

- ・雇用の維持・確保を最優先すべき最大の課題と位置づけ、組合員の雇用安定に向け取り組みを推進します。

賃金

- ・生活維持などの観点から、「定期昇給をはじめとする賃金構造維持分の確保」を図ります。
- ・賃金制度上における諸課題も含め、実態に応じて条件の整う単組については、「賃金改善」に取り組むこととします。
- ・企業内最低保障賃金については、18歳の位置づけで協定化を図るとともに、到達闘争として154,000円以上に引き上げていきます。

年間一時金

- ・最低保障方式については、「各人の支給において確保すべき水準」との位置づけで、産別ミニマム基準として4ヵ月とします。
- ・平均方式については、「生活保障部分（固定部分）」と「成果反映部分（変動部分）」を併せて5ヵ月中心とします。なお、産別ミニマム基準については「平均原資年間4ヵ月」とします。

退職金引き上げ

- ・安定した老後生活保障の確保を最重点とする「社会保障の補完的給付」の位置づけを基本に、1,600万円以上の到達闘争として取り組みます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

(1) 労働時間短縮

- ・時間外労働時間規制の厳守および平均時間外労働時間の圧縮、年次有給休暇の取得促進や、労働時間の管理・徹底については、具体的な対応策を図るよう、日常の労使協議も含めて取り組みを強化していきます。
- ・長時間労働是正・時間外労働の削減に向けては、実効性のある取り組みを行い、労使委員会等で協議を進め、長時間労働是正の実行ある施策の一つとして、「時間外30%以上（月間40時間以下）、時間外50%以上（月間40時間超）、休日50%以上」を基本として、各単組の実態に即した対応を行うこととします。労働基準法改正への対応については、月60時間超の時間外労働算定対象時間を『労働基準法改正に関する全電線の基本的考え方（第2版）』に沿って、労使協定で定めた所定労働時間を上回るすべての労働時間を基本に取り組んでいきます。

(2) 仕事と家庭の両立支援の充実

- ・「次世代育成支援対策推進法」への対応や、育児・介護休業法の改正主旨を踏まえ、協定締結を行なう際には、すべての労働者が制度の対象となるよう活用促進に向けた実効性ある取り組みを行います。

労働諸条件の改善の取り組み

- ・60歳以降の雇用確保については、年金満額支給年齢まで働き続けることのできる環境整備や、公的年金が支給されなくなることも見据えた取り組みを進めます。
- ・非正規労働者の対応について労使協議の充実を図り、組織化についても取り組みを推進します。
- ・安全衛生体制の強化と労働災害特別補償について、職場から労働災害を出さないことを第一義とした取り組みを引続き推進し、労働災害特別補償については、JC方針を踏まえながら取り組みを進めていきます。



生活環境の改善と産業政策の実現に取り組めます。



産別自決を基本に全単組が一体となった闘争を推進します。